

東京学芸大学教育学部に置く課程の教育目的に関する規程の一部改正について

改正理由：平成27年度学士課程の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条の2の規定に基づき、東京学芸大学（以下「本学」という。）における人材の養成に関する目的その他の教育上の目的（以下「教育目的」という。）について、必要な事項を定めるものとする。 (教育目的) 第2条 教育目的は、教育学部に置く課程ごとに定める。 2 教育学部に置く各課程の教育目的は、別表のとおりとする。 (公表等) 第3条 教育目的は、本学のホームページにおいて公表する。 2 教育目的を変更した場合は、速やかに公表内容を変更する。 (規程の改廃) 第4条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成27年6月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条の2の規定に基づき、東京学芸大学（以下「本学」という。）における人材の養成に関する目的その他の教育上の目的（以下「教育目的」という。）について、必要な事項を定めるものとする。 (教育目的) 第2条 教育目的は、教育学部に置く課程ごとに定める。 2 教育学部に置く各課程の教育目的は、別表のとおりとする。 (公表等) 第3条 教育目的は、本学のホームページにおいて公表する。 2 教育目的を変更した場合は、速やかに公表内容を変更する。 (規程の改廃) 第4条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

改 正 (案)		現 行
別表 各課程の教育目的		
○ 平成 27 年度以降の入学者対象		
課程	教育目的	
初等教育教員養成課程 (A類)	初等教育教員養成課程は、幼児教育と小学校教育を担う教員を養成することを目的とし、幼児教育選修においては、幼稚園教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、幼児教育の専門的知識・技能を、また小学校教育の各選修（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、学校教育、学校心理、国際教育、情報教育、環境教育、ものづくり技術）においては、小学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、それぞれの選修の専門的知識・技能及び小学校教育に必要な全教科等についての知識・技能を習得させるとともに、幼稚園又は小学校における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。	
中等教育教員養成課程 (B類)	中等教育教員養成課程は、中等教育を担う教員を養成することを目的とし、各専攻（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、技術、英語、書道）教科に対応する中学校教諭及び高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、中等教育で求められる各教科等の専門的知識・技能を習得させるとともに、中学校・高等学校・中等教育学校における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。	
特別支援教育教員養成課程 (C類)	特別支援教育教員養成課程は、特別支援教育を担う教員を養成することを目的とし、「聴覚障害教育」「言語障害教育」「発達障害教育」「学習障害教育」の4 専攻において、小学校又は中学校教諭一種免許状のいずれか一種類と特別支援学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、それぞれの分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、特別支援教育における諸課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。	
養護教育教員養成課程 (D類)	養護教育教員養成課程は、養護教育を担う教員（養護教諭）を養成することを目的とし、「養護教育」専攻において、養護教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、養護教育についての専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた養護教育を実践するための能力を育成するための教育を行う。	
教育支援課程 (E 類)	教育支援課程は、教育の基礎知識と教育支援の専門知識、ならびに協働力・ネットワーク力・マネジメント力を習得することを通じて、学校現場と協働して様々な現代的教育課題の解決を支援する意欲と能力を備え、自ら考え行動できる教育支援人材を養成することを目的とし、「生涯学習」「カウンセリング」「ソーシャルワーク」「多文化共生教育」「情報教育」「表現教育」「生涯スポーツ」の7 コースにおいて、各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。	
○ 平成 22 年度から平成 26 年度までの入学者対象		○ 平成 22 年度入学者対象
〔省略〕		〔省略〕